



ロータリー2024～2025年度 会員一人一人が主役、つながりを広げ、 さあ行動しよう

第2840地区 2024～2025年ロータリーのテーマ

館林ロータリーカラブ会報

R.I 加盟承認 1958年6月2日
Club ID 13956

2024年10月25日(金) 第3213回例会報告 (No, 16)

点鐘・ソング 奉仕の理想 —会長挨拶—



関井 宏一 会長

皆様、改めてこんにちは。先日の地区大会ではいろいろとお世話になりました、ありがとうございました。その前の土曜日に、RIの会長代理ということで、リーダーシップセミナーということで、私と小堀幹事と宮内パストガバナー3名で行って参りました。いろいろと勉強させて頂きまして、全部を申し上げるのは難しいのですが、やはりですね、今大きく変わろうとしているDEIの推進。あとは3年目標と地域計画の実施、アクションプランチャンピオン、クラブレベルでの行動計画推進とかいろいろ披露して頂きました。勉強させて頂いた後に、ロータリーの主役は誰かというところで、ロータリーということは、私たち一人ひとりということで、ロータリーの中核をなすのは紛れもなく奉仕と友情を一義にする会員一人ひとりであり、組織が出来上がります。とロータリーの組織的なことについていろいろと指導して頂きました。またですね、世の中の動きということで、以前コダックという会社がありましたけれども、従業員数17万人いた会社ですが、数年で倒産へ追いやられてしまった。僕も何となく覚えているのですが、いわゆるデジカメにシフトし始めたころ、今写真を現像しに行くってことはほとんどないと思うんですね。データを印刷す

るという形でしかプリントすることはないと思います。それとウーバーとかですね、実際にはタクシーを待たなくとも、乗用車を使ってとか。あとは、今IBMのワトソンってご存じでしょうか。AIのいろんな相談ができるという。そのワトソンのおかげで弁護士の80%仕事がなくなったということで、時代の流れが一気に変わってしまうというところで、ロータリーのほうの絆を使うというような話をされていました。

今選挙ということで色々慌ただしい時期であると思うのですが、色々な都市伝説の中で、今の自民党からほかの党に移る。前回は民主党、その前は社会党という時代がありましたけど、その前の時は神戸の地震、民主党の時は東日本大震災。政権が変わると大きな災害が起きるというような都市伝説があるのですが、その一つの理由として、安全保障。安全保障の支払いに関しての問題。意外と知られていないのですが、安全保障で日本がアメリカに払っている金額ってご存じの方意外といないのだと思うのですが、大体年間16兆ぐらい払っているようです。結局そういうのが捻出できない政党になると、そういったことを起こされるというような話がありますが、そういうことがないと思ってですね、政治も動いていけばいいと思うのですが。そんなところで本日の挨拶とさせていただきます。

—お客様のご紹介—

メットライフ生命株式会社

ファイナンシャルプランナー AFP 芹澤摩侑美 様
米山奨学生 シエルパ・ニマ・テンディ さん

—会務報告—

今後の予定

R 6. 10. 27 (日) RLIセミナー パートII
於・前橋問屋センター会館
対象者 本島 克幸・藤島 厚・毛塚 宏
山本 樹

R 6. 11. 8 (金) 公共イメージ・ICT推進セミナー 於・前橋問屋センター会館
対象者 関井 宏一・小堀 良武・小暮 雅丈

R 6. 11. 9 (土) 第2回地区補助金委員会 於・前橋商工会議所会館
対象者 山本 樹

R 6. 11. 15 (金) 第4分区A・B 10RC親睦チャリティゴルフ大会(ホスト)
於・ゴールド佐野カントリークラブ

R 6. 11. 15 (金) 夜間例会 於・ニューミヤコホテル館林

R 6. 11. 23 (土) 第38回たかさき能 於・群馬音楽センター

対象者 長柄 光則
米山記念奨学生 シエルパ・ニマ・テンディ

R 6. 11. 24 (日) RLIセミナー パートIII
於・前橋問屋センター会館

対象者 本島 克幸・藤島 厚・毛塙 宏
山本 樹

R 6. 11. 30 (土) 米山面接委員オリエンテーション
於・ロイヤルチェスター前橋

対象者 飯塙 一成

R 6. 11. 30 (土) 米山学友会忘年会
於・ロイヤルチェスター前橋

対象者 飯塙 一成・長柄 光則
米山奨学生 シエルパ・ニマ・テンディ

R 7. 12. 8 (日) 第23回RYLA研修会
於・前橋市第三コミュニティセンター

R 7. 6. 21 (土) ~25日 (水) 国際大会
於・カルガリー(カナダ)

—幹事報告—



1. 例会場・例会時間の変更

◆館林ミレニアムRC

11月 7日(木) → 休会(定款第7条第1節(d)により)

11月 21日(木) → 休会(定款第7条第1節(d)により)

11月 28日(木) → 夜間例会
点鐘 18:30
会場 よねや西口店

◆太田RC

11月 28日(木) → 夜間例会

国際ロータリーラーニングファシリテーター
中谷 研一氏講演例会

点鐘 18:30

会場 ロイヤルチェスター太田

2. その他

◆ガバナー事務所

①米山面接委員オリエンテーションのご案内

【日時】11月 30日(土)

16:00~17:00

【会場】ロイヤルチェスター前橋

【対象者】飯塙 一成

②米山学友会忘年会のご案内

【日時】11月 30日(土)

16:00~17:00

【会場】ロイヤルチェスター前橋

【登録料】カウンセラー 3,000円

奨学生 無料

【対象者】飯塙 一成・長柄 光則

米山奨学生 シエルパ・ニマ・テンディ

③「DEIに関する意識調査2024」アンケートご協力のお願い

【対象者】各クラブ5名(30代以上、40代、50代、60代、70代以上から1名ずつ選出)
女性会員全員

◆上毛新聞アドシステム株

シャトル年賀広告ご出稿のお願い

【掲載日】令和7年1月1日

【掲載料】22,000円(税込)

◆館林商工会議所

「商工たてばやし No.490」のご送付

—委員会報告— イルミネーション事業に関するお知らせ



館林のまつり委員会 本間 美儀男 委員長



出席・ニコニコ BOX 委員会 磯野 哲也 副委員長
例会出席報告

通算3213回例会

会員数	55名
出席率算出会員数	53名
出席者数	33名
欠席者数	20名
出席率	62.26%
前回修正	81.13%～83.02%

— ニコニコ B O X —

☆関井 宏一 会長

大変頂きました

先日の地区大会お世話になりました。米山奨学生ニマ君、講師の芹沢摩侑美様ご来訪ありがとうございます。

☆本島 克幸 副会長

頂きました

芹沢さん、卓話宜しくお願ひ致します。

☆小暮 高史 会員

大変大変頂きました

先日、国税庁長官表彰を受けました。有難うございました。

☆横田 善次 会員

頂きました

先週、地区大会欠席、申し訳ありません。当日私の名を冠した大会がありましたので！

☆藤島 厚 会員

頂きました

本日の卓話、芹沢様よろしくお願ひします。

☆磯野 哲也 会員

頂きました

みなさまお身体にはお気を付けてください。



矢島 孝昭 S・A・A

— 卓話 —



プログラム・健康増進委員会 今泉 始宏 委員長



メットライフ生命株式会社

ファイナンシャルプランナー AFP 芹澤摩侑美 様

皆さん、こんにちは。私はメットライフ生命の芹澤摩侑美と申します。本日は短いお時間ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。まずは簡単に自己紹介をさせていただきます。改めまして、芹澤摩侑美と申します。私はですね、前職ではこういった金融業界とは全然違う業界おりまして、鉄鋼系の商社で営業職に就いて

おりました。そんななかでも、私が仕事していた内容というのが中国の電気自動車に使われている部品のトレーディングビジネスをしておりました。トレーディングビジネスの中でもですね、非鉄金属という鉄以外の金属、銅とかアルミとかを扱う部署におりました。そんな中、突然の私自身の身内の不幸により、私の家族が相続というものを目の当たりにしたのですね。その時に私の母も右も左もわからないなかで、どこからか連れて来られた税理士さん、なんか胡散臭いという感じもあって、信用ならないなあと当時思ったのですね。私は自分で納得しないと気が済まないタイプでございまして、自分で勉強しないとまずいなと思い、ネットで相続のいろんなことを調べていったという経緯がございます。そういった経験とか学びとかを通してですね、私自身、こういった今入っているようなですね生命保険業界をよくよく知るきっかけになりました、こういったところで働いているという流れでございます。

本日はですね、「モメる相続、モメない相続」。事前にご案内させていただいているかとは思うのですが、こういったテーマで実例なんかもご紹介させて頂きながら、誰でもいつかは来る相続というところをですね、円滑にかつ、よくこの相続という字をですね争う族という字を書いて「争族」というような形にならぬようですね事前にどういった準備もできるかといったところのお話も含めて、有意義な情報提供になれば幸いでございます。

ではまずお話の前に、一つ皆様にご質問をさせて頂きたいと思います。これまで皆様の中で、相続を経験されて、かなり精神すり減ったよなんてご経験あるかたってどのくらいいらっしゃいますか。ちらほらいらっしゃいますかね。ありがとうございます。ご経験あられる方も、あられない方もですね、結構多い実例を一つ紹介させて頂きたいと思います。まず家族構成。お父様は亡くなられてしまっていて、お母様と、長女と次女ですね。お母様と長女は同居しながら介護をしているなかで、お姉さま自身もですね、ずっとお母様の介護と一緒にやっていくなかで、今後もし、お母様になにかあり相続が発生した場合には、お姉さんはずっとお母様の面倒を一人で見ているのだから、今住んでいる家、当時の評価額で5千万円くらいのお家を相続するし、もともとお母様名義の預貯金もなかったものですから、これで相続問題ないねと。遺言状も

必要ないよねというのは姉妹館で口約束をしていたのですね。ところがどっこい、お母様がお亡くなりになってしまって、実際相続が発生したとたん、妹さんのほうがですね、豹変してこう言いました。「お姉さんが5千万というお家ですね。このお家を相続するのであれば、私もそれ相当の現金をもらう必要がある。お家は相続していいといったけれども、私自身相続放棄をするとは言っていない。」と言ったのですね。お姉さんからすると、何を言っているのだと。言っていることちやうやんと突っ込みたくはなるのですが、結局ですねこの妹さんの言っている主張が変わらず、お姉さんもあまり預貯金を持っていなかったものですから、5千万円相当の不動産を売却して、その売却益を二人で分け合ったということになりました。お姉さまも、あまりお金がなかったので、それ以降も、泣く泣く賃貸で住んでいくというふうになってしまったというケースですね。これが結構よくあるケースで、無頓着だった人間が、急に相続人の対象になった瞬間、誰が囁いたのか、急に知恵を付け始めるというケースのですけれども、よくあるケースだと。キャッシュはあんまりないけれども、不動産があるというケースが関西より関東のほうが多いという所もございまして、結構こういったケース、よくある場合かなあと思います。二つ目が、お父様、お母様、息子さんがいらっしゃって、お嫁さん。お父さんは亡くなられてしまっていて、若くして息子さんも亡くなられている。嫁姑関係、息子のお嫁さんがお母様の面倒を見て、介護をしているといったケースですね。間もなくしてお母様がなくなられてしまった。これまでお母様も一番近い存在が息子のお嫁さんだったですから、仮に自分に何かあったときには、すべてのものはお嫁さんにお渡しするし、仲良く生活できたので、恩みたいなものがすごくあったのですね。だから、口約束で済ませたいなということはあったようです。ただですね、実際にお母さまが亡くなってしまって、すべての相続をした人間が誰かといいますと、長年連絡を取っていなかつたお母様の兄弟の甥っ子姪っ子だったわけです。忘れていた存在の甥っ子姪っ子がすべてを相続したというわけなのですが、もちろんお母様も、遺言書というものは残していなかったのですね。ただ自分の中で残したいな。お嫁さんに絶対に残すのだという気持ちはあったのですが、嫁姑関係には血縁関係はないわけですから、法定相続人にはなりませんよね。なの

でこういった結果になってしまったというわけです。もちろんお嫁さんもですね、相続した時の資産をもらうために献身的に尽くしていたというわけだは無いのですが、お嫁さんからしたら非常にがっかりした結果になってしまったという二つ目でした。最後にですね本日経営者の方も非常に多いと思いますので、あてはまるケースになりうるかもしれません。とある中小企業の社長さん、奥様いらっしゃったのですが、奥様は亡くなられてしまっていて、長男が会社を引き継ぐということになって、社長様のほうで相続が発生しました。そういうケースのなるのですが、長男の息子さんに100%の自社株が引き継がれたのです。自社株の評価額が一億円相当に及んだわけです。この長男は実際に会社に属していたのですけれども、実際現金一億円もらったわけではないということで、自社株の評価額に対して相続税を払わなければならぬというところになりました。実際にはですね事業承継制度の特例があり、あとは自社株を分散して相続するといったこともあるのですが、そうするとたいていの以降の経営に支障をきたすものなくなるということでした。

以上3つの実例をご紹介させて頂いたのですが、どれも共通して言えることいたしましては、決してどのケースも超金持ちの人が揉めているということではないということなのです。数億円とか、数十億円持っているお金持ちの人だけが相続で揉めるのではないということですね。どんな経済状況になろうとも一円単位で揉めるというのが相続だということになります。ではこういった実例をもとにして、どうすればモメない相続にすることができるのか。シンプルにポイントは3点だというふうに考えております。1つめが遺言書。2つめが現金。3つめが保険。この3つの要素だと思っております。1つめが遺言書。もっとも重要な簡単な方法という所が遺言書です。どれもですね、共通しているのが、お母さんのご意向であったりとか、社長様のご意向であったりをまずは遺言書という形で残しておくことです。そのなかでも、公正証書遺言という形で公証役場に残しておくということも重要です。ケース1の場合ですね、まずはそれによって不動産をお姉さまに残しておくことが可能になります。ケース2の場合だと、お母さんの意向を書面で、遺言書でに残してあげることで、寄与分というものがですね介護など献身的に尽くしてきた人に対する報酬に様なものになるのですが、これお母様が事前

に遺言書とかで残してあげないと、あとあとお嫁さんが自分で寄与分を請求しても認められないで、寄与分に関しては事前に遺言書で残してあげることが重要になります。ケース3ではですね、その後の長男の相続税の支払いも含めてスムーズに行うということを遺言書で残しておくことが重要にならぬところです。2つ目現金ですね。何と言っても現金です。相続税は支払期限がございますので、現金があるということ、基本的に相続税の納付の方法というものがですね、現金になりますので、現金さえあればまずは何とかなると。最後に保険といったところになります。皆さんご存じのとおりですね、保険金の受け取りに、入る保険金じたいは相続税法第12条で、保険金の非課税枠というものがございます。それにより保険金500万円×法定相続分が非課税枠として扱うことができるわけですね。それにより受取人を事前に決めることもできますし、生前に法定相続分を別に残す。それぞれの名前を付けて交友の財産として残すことができるようになります。ケース1の場合、まずは遺言書でお母様が長女に不動産を残すということ。それだけではこの妹さん、この姉妹関係には平等な法定相続分がありますので、妹さんの遺留分侵害となってしまうのですね。今回の場合だとお姉さんが相続する不動産評価額を5千万円なので、この5千万円にの資産に対して、その半分の2500万円がそれぞれの法定相続分になります。2500万円が遺留分に当たりますが、さらにその半分1250万円だけでも残しておこ。そして今回は妹さんが遺留分請求をしてきた場合に、お姉さんはきちんと妹さんに渡すキャッシュとして残しておくということができるのです。でケース2の場合ですね、息子さんのお嫁さん、この場合ですと法定相続人にはなりえないが保険金の受取人にはなれます。そのためお母さんの相続をすることができる唯一の方法。これはご存じの方もいらっしゃるのではないかと思うのですけれども、お母様の普通養子縁組になるということです。普通養子縁組になるとこによって、お母様の養子=子供になることができるので保険金の受取人にもなれますし、お母さんの財産すべて相続することができるという方法になります。實際にはお母様が遺言書を書いてお嫁さんに渡すのだと残しておくこともできるのですけれども、その場合ですと法定相続人ではない。相続税の二割加算というものが免れなくなってしまうといったところもございます。あ

とは普通養子縁組になれば、この構図で言えばお嫁さんはすでに結婚していますので、名字が変わることもない。最後、ケース3の場合ですと、引き継いだ自社株に対して相続税として払う現金に対してや、あとですねその他に兄弟がいた場合の、兄弟が入るとした場合の代償金としての現金も、保険金受取人を長男として残しておくということも必要になってくる。ただですね今回の3の事例においては、自社株の評価額を知らずにいたのが大きな問題でございました。そのため、事前に自社株の評価額を知ることも必要なアクションになってくるというわけです。事前にいろんなこと、いろんな対策を施すことによって、スムーズでいわゆるモメない相続いうものにすることができるというわけなのです。ただ一番重要なことは、事前にご自身の相続を把握したうえでどういった対策を施すことができるのかを言うことを考えてみるとことだと思います。どんなケースでも構いません。ケース3の自社株評価額といった事例でも、私に行っていただければ専門機関を活用して算出ということも可能ですので、お気軽のご相談いただけますと幸いでございます。本日はご清聴ありがとうございました。



<本日のお食事>



天丼

< 11月のお食事予定 >

- | | | |
|------|-------|----------------|
| 第1例会 | 10／1 | ビーフカレー |
| 第2例会 | 11／8 | つけ麺 |
| 第3例会 | 11／15 | オータムフェア(宴会プラン) |
| 第4例会 | 11／22 | 巻きずし |
| 第5例会 | 11／29 | すきやき(鍋) |

-
- | | |
|---------|--|
| ◆例会日 | 毎週金曜日 12:10より |
| ◆例会場 | ニューミヤコホテル館林（館林市文化会館内）
館林市城町3-1 TEL0276-50-1541 |
| ◆事務所 | 館林信用金庫本店内
館林市本町1-6-32 TEL・FAX 72-8181 |
| ◆E:mail | tatebayashi.rc@cc9.ne.jp |

- | | | | |
|-------------|-------|--------|-------|
| 第2840地区ガバナー | 森 末廣 | | |
| 会長 | 関井 宏一 | 副会長 | 本島 克幸 |
| 幹事 | 小堀 良武 | 副幹事 | 藤島 厚 |
| 会報委員 | 齊藤 一則 | 森田 信一郎 | |
| 発行責任者 | 関井 宏一 | 編集責任者 | 齊藤 一則 |